



2015年5月 コラム第5号 (作成者：外山 稔)

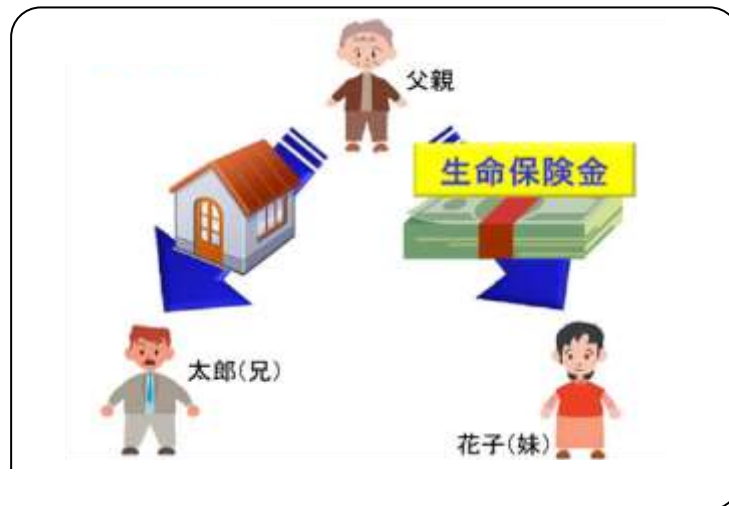
相続財産のうち、不動産は大きなウェイトを占めます。そして、不動産は現金等と違い、分割するのが困難な場合があります。相続財産のほとんどが分けられない不動産である場合、相続が争続にならないためには、みんなが元気なうちに、話し合い、事前に対策を講じておくことが重要です。

< 以下のようなとき、どのような対策をとりますか？ >

- ① 母親はすでに他界しているものとし、父親の財産を太郎(兄)と花子(妹)の2人が相続する。
- ② 相続財産は“自宅”(不動産)のみとする。
- ③ 父親は生命保険に加入していて、いくらかの生命保険金がおりてくることになっている。
- ④ 太郎は自宅(不動産)が取得したい。(太郎はあまり現金はもっていない)
- ⑤ 花子は現金がほしい。

< 対策 ① >

自宅(不動産)は太郎に相続させ、その代わりに花子は生命保険の受取人にする。



この対策でも、間違っていないかもしれません。しかし、少々危険な面も含んでいます。なぜならば、生命保険金の位置づけは「受取人固有の資産」であり、遺産分割の対象ではないからです。(「みなし相続財産」といって相続税の計算の対象にはなりません)。もちろん花子さんが納得して何も主張しなければいいのですが、法的には生命保険金を受け取った後の花子さんにはなお「私、相続財産を何ももらっていないから、現金ちょうだい！ お兄ちゃん」と主張する権利が残ってしまうことになります。こうなると争続になってしまいます。では、どのような対策を講じればよいのでしょうか？

それについては、次回に報告いたします。お楽しみに♪

相続対策を検討される方は、是非私どもにお声掛け下さい♪
必要によっては税理士等の専門家もご紹介いたします。

下記連絡先に気軽にお問い合わせ下さい。個別相談は、随時無料で承っております。

※ お名前をご記入下さい。なお、ご相談のある方、その他、意見・質問等、折り返しご連絡させていただきますので、ご希望の連絡先・連絡方法もご記入下さい。携帯メールでも結構です。

お名前	
ご連絡先	(住所、電話、メール、ファックス等 折り返し連絡ご希望のもの)
ご相談概要	

ご記入いただきました個人情報につきましては、(株)ビレッジ開発及びグループ会社の各種情報提供、サービス等のご案内にのみ利用させていただきます。

株式会社ビレッジ開発 営業部 行

担当 下村 太一郎 : 外山 稔 : 西 徹

※ F A X される場合はご記入のうえ、このまま裏面を送信下さい。

メール eigyou@village-kaihatu.jp

ファックス 0566-77-4059